四三　発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件　一五　七

四四　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　一五　特30　一二

四五　輸出貿易管理令第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域を定める件　一五　特30　一三

四六　輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者　一五　特30　一三

四七　輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件　一五　特30　一四

四八　輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件　一五　特30　一四

四九　強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整理等に関する告示　一八　五

五〇　伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件　一八　六

五一　平成二十年経済産業省告示第十九号（石油製品需給動態統計調査規則第六条第二項の規定に基づく石油製品製造業者・輸入業者月報の様式）の一部を改正する件　一八　56　四九

五二　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一八　特32　三

五三　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　一八　特32　四

五四　経済産業大臣が管理及び処分する国際石油開発帝石株式会社の発行した甲種類株式の議決権行使の基準を定める件の一部を改正する件　二四　五

五五　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二四　六

五六　輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者の一部を改正する件　二五　特35　八

五七　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件を改正する件　二五　特35　八

五八　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二八　四

五九　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件　二八　四

六〇　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　二八　四

六一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　二八　五

六二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示　二八　66　五一

六三　情報処理の促進に関する法律施行規則第三十四条第二項の規定に基づき、特定講習として経済産業大臣が定める講習を定めた件の全部を改正する件　二八　66　五三

六四　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件　三〇　68　一八三

六五　小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和四年度に係る支給率を定める件　三一　六

六六　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件等の一部を改正する告示　三一　70　八六

六七　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示　三一　70　九三

六八　再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示　三一　70　九三

六九　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件　三一　70　九六

七〇　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件　三一　70　九六

七一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を改正する告示　三一　70　九六

七二　電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する件　三一　70　九七

七三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第三十条第五号の規定に基づく経済産業大臣が別に告示する要件の一部を改正する告示　三一　70　九七

七四　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第十四条第一項第十一号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定した件を廃止する告示　三一　70　九八

七五　国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示　三一　70　九八